

平成 29 年度山形県中小企業クラウドファンディング活用促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、中小企業者及び創業者によるクラウドファンディングを活用した資金調達の促進を図るため、中小企業者及び創業者が新商品・サービスの開発や販路拡大等のプロジェクトの実施に必要な資金をクラウドファンディングの活用により調達する事業に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に掲げる者をいう。
- (2) 「創業者」 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に中小企業者として創業を目指す者をいう。
- (3) 「クラウドファンディング」 事業者と資金提供者をインターネットで結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みであり、クラウドファンディング仲介事業者が運営するウェブサイトを活用して資金調達を行うものをいう。
- (4) 「クラウドファンディング仲介事業者」（以下「仲介事業者」という。） クラウドファンディングを活用した事業を掲載するウェブサイトを運営する事業者をいう。
- (5) 「プロジェクト」 中小企業者及び創業者が仲介事業者との契約により、仲介事業者が運営するウェブサイトに公開され、クラウドファンディングを行う事業をいう。
- (6) 「資金提供者」 クラウドファンディングにより資金を提供する者をいう。

(交付の相手方)

第 3 条 補助金の交付対象となる中小企業者及び創業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ただし、既に同様の補助金を受けた者については対象外とする。

- (1) 仲介事業者による助言、指導を受け、仲介事業者と、プロジェクトのウェブサイトでの公開のための契約を締結していること。
- (2) 中小企業者にあつては県内に本店又は主たる事業所を有すること、創業者にあつては県内に住所を有し、県内において事業を行おうとすること。

(交付対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業という。」）は、中小企業者及び創業者が、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすプロジェクトを実施する事業とし、平成29年4月1日から平成30年1月31日までの間にクラウドファンディングによる資金募集を開始し、平成30年3月20日までに資金募集を終了し、かつ補助対象経費を支出し補助事業を完了するものとする。

- (1) クラウドファンディングを活用して新商品・サービスの企画・開発を行うもの
- (2) クラウドファンディングを活用して既存商品・サービスの品質向上や販路拡大を行うもの
- (3) クラウドファンディングを活用して新たな事業分野への展開等を行うもの
- (4) その他、クラウドファンディングを活用して山形県の魅力を全国に発信するもので、知事が認めるもの

(補助の対象となる経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

ただし、補助対象経費には消費税及び地方消費税は含めないものとする。

(補助金の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、平成29年4月1日から平成30年1月31日までの間の、クラウドファンディングにより資金募集を開始する日の前日までに、事業実施申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 仲介事業者との間に締結した契約書の写し（資金募集開始日及び資金募集終了日、仲介事業者に支払う手数料・支払予定日が明示されているもの）
- (3) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、事業実施申込書が到達した日順に受け付け、当該書類の審査により、補助事業の要件に合致すると認めたときは、速やかに、受理決定の旨を申込者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 前条第2項の受理決定の通知を受けた者は、補助事業完了日後30日を経過する日又は平成30年3月20日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
- (2) 仲介事業者へ手数料を支払ったことが分かる領収書その他証拠書類の写し

- (3) 口座振替申出書（参考様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出を受けた場合においては、当該書類の審査等により、補助事業の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、併せて交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

3 補助金は、前項の補助金の額の確定をした後に支払うものとする。

（補助金の申込額が予算額に達した場合の取扱い）

第8条 知事は、第6条第1項の事業実施申込書の受付期間中であっても、補助金申込額の合計額が予算額に達した日の翌日以後においては、受付を停止する。この場合において、予算の総額を超えた日の申込みについては、県による厳正な抽選により、申込者を決定するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第7条第1項第1号の規定に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 受理決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更
- (2) 補助事業完了予定日の変更

2 第6条第2項の規定による受理決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該受理決定に係る補助事業の内容について前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 仲介事業者との変更契約書の写し（変更内容が明示されているもの）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の承認をする場合において、受理決定した当初の補助金の額を増額しないものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に受理決定通知書を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。

（帳簿の備付等）

第11条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（クラウドファンディングの活用促進への協力）

第12条 補助金の交付を受けた者は、この補助金の趣旨を理解し、これを有効に活

用するとともに、事業終了後、県が行うクラウドファンディングの普及啓発の取組みに協力するよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金額
次の各号のいずれかに該当する経費 (1) クラウドファンディングにより目標とする資金の調達を達成した場合に、仲介事業者に支払う手数料 (2) クラウドファンディングにより資金調達を行うに際し、仲介事業者に支払う手数料	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とし、250,000 円を限度とする。